

# 高崎ボッチャクラブの会則

## 第1条 名称

本クラブは、高崎ボッチャクラブと称します。

## 第2条 目的

本クラブは、ボッチャ競技を通じ障害の有無に関係なく、また、年齢に関係なくボッチャ競技をしたい方が集い、誰もが楽しく軽スポーツができる社会を創ることを目的とします。また、高崎からボッチャ競技を普及していきます。また、パラリンピックの正式種目でもあり、日本を代表する選手を育成していきます。

## 第3条 会員

本クラブの会員は以下で構成されます。

- ・本クラブに入会を希望する、群馬県在住の方  
(未成年の方の場合は、親の許可が必要です)  
(入会時は登録票を記載し、事務局へ提出します)

## 第4条 活動

本クラブ第2条の目的を達成する為に次の活動を行います。

- 1 みんなで楽しむために以下の①から⑥を守る
  - ① 十人十色を受け入れ楽しむ
  - ② 自分のことは自分でする できないときは、助け合い
  - ③ 準備片付けは率先してする
  - ④ 原則現地集合、現地解散
  - ⑤ 周りに迷惑をかけない
  - ⑥ 無理は絶対にしない(させない)
- 2 ボッチャの練習(主な練習場所はハーモニー高崎ケアセンター)
- 3 他ボッチャクラブとの交流試合
- 4 各種ボッチャ大会の参加および企画・運営
- 5 ボッチャ普及のための活動(交流会、情報発信など)
- 6 使用施設の使用規則に従う
- 7 会員はスポーツ傷害保険に加入する(必要な場合は事務局で加入)

## 第5条 運営

- 1 本クラブを円滑に運営する為に事務局員を選出します。
  - ・会長(代表) ・会計 ・部長 ・HP管理人(兼任)
- 2 練習日程や大会参加、備品購入などクラブ運営に関する事項は、事務局を中心に行いますが、会員と協議しながら決定します。

## 第6条 会計

会員はクラブで決められた運営費を納める。

- 1 年間会費500円
- 2 大会の参加費等は別途になります。
- 3 クラブユニフォーム代は別途になります。

本会則は平成29年6月に施行する